

福島県 教育新聞

発行人 福島県教職員組合
発行所 福島市上浜町10-38 電話024-522-6141
〔定価一部 20円〕
編集・責任者 瀬戸 禎子
e-mail: ftukyoso@poplar.ocn.ne.jp
http://www.f-t-u.or.jp
(この購読料は組合費に含まれています。)

大切な住まい
自然災害共済
付帯で
安心!!
教職員共済
火災共済 & 自然災害共済



まなびの秋 オータムセミナー ～学ぶことって、やっぱり必要ですね!～



10月1日(土)、対面とオンラインを併用した形で開催しました。会場の福島県教育会館には多くの皆さんが集まり、講演を通じた学びだけでなく、お互いの情報交換など、交流も深めることができました。今回は、行われた講演の様子についてご紹介します。

講演「自分の弱さを いとおしむ」

(藤女子大学教授 庄井良信 さん)



「成果」や「能力」がついて先行しがちな今の社会。教職員だけでなく、子どもたちも「本当はこうありたい。でも周囲から求められるものは…」と、自分の本音が霞むことが多々あります。「ありのままの自分」を大切にしたい。「ひとりでがんばらなくていいよ。困ったときは仲間がいるよ。」仲間と手を携え合うことの大切さを改めて感じることができました。庄井さんのやわらかくて温かいメッセージに、たくさんの方が救われました。

「教職員の将来を見据えた保障のあり方」

(教職員共済福島事業所所長 五十嵐史郎 さん)



子育てや住宅購入など、ライフステージが変化するに伴って、大きなお金が必要になります。将来にむけ、どのくらいの備えが必要になるのかや、資産を運用し、安心して生活していくためのヒントをいただきました。共済組合での医療費の補助や、教職員互助会からの給付など、常にわたしたちを支えている組織の取り組みを改めて知るきっかけにもなりました。

「あいさつ運動を変えよう大作戦」

(教育課程編成検討推進委員の皆さん)

学校で代々続いてきている取り組みは、本当に子どものためになっているのか? めざすねらいは何なのか? 「あいさつ運動」の事例から、日々のあいさつをあえて「運動」にすることへの違和感や、子どもの人権、教職員の労働時間の問題点、日々の取り組みを改めて考え直すきっかけを提案していただきました。これから次年度の計画を立てていく時期になります。みなさんの職場にも、見直しができるものがあるのではないのでしょうか。



「ジェンダー平等教育のために」

(前退職女性教職員の会「あけぼの会」会長 池田芳江 さん)

「男女平等」とはいえど、子ども・女性政策の優先順位が低い現代社会。これまでの歴史の中で、女性が声をあげてきたことや、日教組で副委員長を経験された池田さんが大切にしてきたことなどから、今わたしたちにできることは何なのかを考えることができました。参加者からは「無意識のうちに男女を区別していることの多さに気づかされた。」などの感想が寄せられました。



学校にワクワクをとりもどそう 第72次福島県教育研究集会

10月2日(日)に教研集会を福島市のキョウワグループ・テルサホールで開催しました。今年度も新型コロナウイルス感染防止の配慮から、縮小した形での開催になりました。開会行事では中央執行委員長あいさつの後、県教組で支援している高校生平和大使から活動報告が行われました。集会の中で、高校生平和大使が取り組んでいる、核兵器廃絶への署名を呼びかけました。県教研で学んだことを、各支部で教研活動にいかしてほしいと思います。

【教育講演会】

講演は、全国教研「カリキュラムづくりと評価」分科会の共同研究者である上智大学教授の澤田稔さんに、「学校にワクワクをとりもどそう！」～共同、共生、連帯を根底にした未来の個別化のあり方～というテーマで話していただきました。

8月の東北ブロックカリキュラム講座でも苫野一徳さんが話されていた「学びの個別化」を具現化するために、澤田さんが考える現代の教育改革の背景についての説明や、澤田さんが実際に関わった探求型の学習の実践を踏まえながら、わかりやすくお話していただきました。



【分科会】



午後は、「美術教育」「技術・職業教育」「インクルーシブ教育」「両性の自立と平等をめざす教育」「環境・公害&総合学習と防災・減災教育」「カリキュラムづくりと評価」「教育条件の運動」の7つの分科会を実施しました。分科会では人権・環境を重視した教育実践の報告が行われ、全国教研に向けてのレポートを話し合いました。各分科会では来年1月に行われる全国教研に参加者も決定しました。

【教育を語る会】

教育を語る会では、「校則から子どもの人権を考えよう。」というテーマで話し合いを行いました。最初に保護者、子ども、中学校の教員それぞれの立場から実態や問題点について報告がありました。子どもの人権は社会全体が受け皿にならなくてはならないという観点で、福島市議会議員の澤井和宏さんから「子どものえがお条例」制定の背景および運用について話がされました。その後フリートークが行われ、若手教員、高校生からの話や、日本とイギリスとの違いなどが話されました。最後に教文部長から「子どもの人権」とどう向き合うか、まとめの話をしました。



3・16福島県沖地震及び8月の集中豪雨で 被災された皆さんへ

3・16福島県沖地震および8月発生の集中豪雨で被災した組合員への生活支援のため、見舞金を支給します。支給対象は、2022年10月16日開催の第261回定期中央委員会時に開催された組織確立委員会で確認された組合員、および被災時点で、加入届により加入が確認されている組合員のうち、次の支給基準を満たしている方です。

1 支給基準

- (1) 自宅（被災時に居住していた住居）：①全壊・半壊・一部損壊
②床上浸水・床下浸水
- (2) 私有車：廃車
- (3) 今般の災害により、上記(1)または(2)の被害を受けた組合員。
- (4) 中央執行委員会で審査を行い、支給を決定。

2 見舞金

- (1) 特別会計「災害基金会計」と申請件数を勘案し、中央執行委員会で決定した額。
- (2) 被災組合員一人一支給とする。
(自宅・私有車両方の被害でも一支給とする)

3 申請および見舞金支給方法等

- (1) 県教組ホームページから申請書をダウンロードしてください。
- (2) 必要事項を記入し、**2023年1月31日(火)**までに県教組FAXフリーダイヤルで申請を行ってください。
- (3) 支給の可否は支給対象とならなかった場合に限り、本人へ連絡します。
- (4) 2023年3月までに個人の預金口座に見舞金を振り込みます。
- (5) 見舞金の振り込み確認を申請者への電話またはメールにより行います。

3.16福島県沖地震、8月豪雨等による被災見舞金申請書

中央執行委員長 瀬戸 慎子 様

年 月 日

下記のとおり申請します。

支部・分会名	支部	分会
組合員名		
住所		
携帯電話	ショートメールなどで連絡がありますので必ずご記入ください	
被災状況	※詳細をご記入ください。	
振込先	労働金庫 銀行	支店
金融機関コード	支店コード	
フリガナ		
口座名義人		
預金種目	1.普通 2.当座 3.貯蓄	口座番号

※ 振込先は、できれば東北労金または東邦銀行でお願いいたします。

トリプルガード

団体生命共済・医療共済

教職員のための **生命・医療保障!**
いつでもご契約いただけます!



団体生命共済で 死亡・高度障害に備える

- 公務・交通災害死亡の場合は保障額が2倍!
- ケガや病気による障害も保障!
- 死亡保障額は100万円～3,000万円まで選べます。

※66歳以上の方やお子さまは、契約いただける口数に限りがあります。

医療共済で 入院・特定の病気などに備える

- 日帰り入院から保障!ガン入院は保障額が2倍!
- 入院日額は1,000円～1万円まで選べます。
- 必要な特約だけをプラスできます!

7種類の特約

手術 先進医療 退院後療養
長期入院 ガン診断
生活習慣病 女性特定疾病

「団体生命共済」と「医療共済」はそれぞれ単独でもご契約いただけます!

ご契約例

団体生命共済 契約口数 10口

死亡保障 1,000万円

医療共済 基本契約 5口

入院日額 5,000円

1入院につき年間180日まで保障、ガン入院は日数無制限

この保障で、この掛金。

月掛金 **7,925円**

41歳～65歳

(団体生命共済 6,540円、医療共済 1,385円)

40歳以下の方なら 月掛金 **2,275円**

(団体生命共済 1,620円、医療共済 655円)

◆団体生命共済・医療共済は、年齢群ごとに掛金を設定しています。そのため66歳以上も段階的に掛金が上がります。また、団体生命共済は、年齢により契約限度口数が異なります。
◆ご契約にあたっては、必ずパンフレットおよび重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)をご買いただき、制度内容をご確認ください。 承 22-07-01 (2210)

資料請求・
お問い合わせは

厚生労働省認可

教職員共済生活協同組合 福島県事業所

TEL: 024-523-3011 〒960-8534 福島市上浜町10-38 教育会館内

教職員共済

検索

https://www.kyousyokuin.or.jp/



は学校でか! Monster 松



知って安心 私たちの権利 ～パパのための育休～

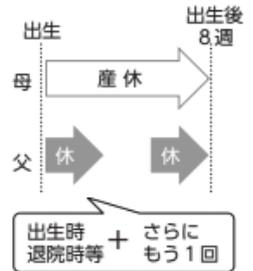
	産後パパ育休(R4.10.1～) 育休とは別に取得可能	育児休業制度 (R4.10.1～)	育児休業制度 (現行)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで	原則子が1歳 (最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲で休業中に就業 することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の延長	NEW	育休開始日を柔軟化	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に限定
1歳以降の再取得			特別な事情がある場合 に限り再取得可能

厚生労働省から「産後パパ育休の創設」と「育児休業の分割取得」が上表のとおり示されました。これにより10/1から太線内のように変更となります。

産後パパ育休は新しく作られた制度で、育児休業とは別に取得できます。そして、右図のように分割して取得できます。例えば、出生・退院時に2週間、その後2週間のように取得可能です。

育児休業制度も改善され、分割して取得できるようになったり、育休開始日が柔軟になったりしたことで、両親で育休を途中交代することもできるようになります。

育児しやすい環境が徐々に整ってきました。詳しくは「厚生労働省 育児・介護休業法」で検索してみてください!



産後パパ育休
→新設(分割して2回取得可能)

これからの予定

- 10月24日(月) 県公務員共闘総決起集会
副知事交渉 (秋闘第1波)
- 11月4日(金) 県教委提示交渉 (秋闘第2波)
- 11月5日(土) 反核軍縮・地球を守る県民集会
会場：郡山市総合福祉センター
臨採部交流会・東北ブロック学習会
会場：郡山支部・いわき支部
- 11月12日(土) 福島県障がい児教育部学習会
東北ブロック障がい児教育部学習会
オンライン開催 (県教育会館第1会議室)
- 11月22日(火) 県教委確定交渉 (秋闘第3波)
- 11月26日(土) 青年部 芋煮・焚火で語ろうの会
会場：藤沼湖自然公園



秋闘キャラバンを実施しています!
各分会を訪問しますのでどうぞよろしく
お願いいたします。

みんなのひろば

～わが子の作品～

お絵かき大好きな娘が、窓に紙を透かして、たくさんさんのペンの中から優しい色を選んで描いてくれました。仕事が忙しい時期に、「パパ、いつもありがとう! お仕事頑張ってね!」と笑顔でプレゼントしてくれたので、とてもほっこり、癒やされました😊

